食品衛生法等の一部を改正する法律

(平成一五年五月三〇日法律第五五号)

一、提案理由(平成一五年四月一五日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました食品衛生法等の一部を改正する法律案及び健康増進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、食品衛生法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年の食品製造技術の高度化、輸入食品の増加等により、国民の食生活を取り巻く環境が著しく変化している中で、BSEの発生や食品中の残留農薬など食品に関するさまざまな問題が生じており、食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっております。こうした状況を踏まえて、政府においては、食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、食品健康影響評価を行う食品安全委員会の設置等を内容とする食品安全基本法案を提出しているところでありますが、この食品衛生法等の一部を改正する法律案は、食品安全基本法案と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国民の健康の保護の観点からの食品衛生法の目的の見直し及び国等の責務の明確化であります。食品衛生法の目的において、国民の健康の保護を図る旨を規定するとともに、食品の安全性の確保を初めとする食品衛生についての国、地方公共団体及び食品等事業者の責務を明確化することとしております。また、国及び地方公共団体が食品衛生に関する施策を実施するに当たっては、国民等へ必要事項等を公表し、及びその意見を聴取しなければならない旨の規定を設けることとしております。

第二に、食品の規格や基準等に関する規制の見直しであります。残留基準が設定されていない農薬等を一定量以上含む食品の流通等を禁止するとともに、既存添加物についても、万一安全性に問題があった場合にはその使用を禁止できることといたします。また、特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置を導入することとしております。

第三に、食品等の監視・検査体制の強化であります。国が定める指針に基づき、都道府県等は国内での食品衛生監視指導計画を、国は輸入食品の監視指導計画を定め、これらの計画で定めるところにより監視指導する仕組みを設けることとしております。また、輸入食品を含めた食品の監視・検査体制の充実を図るため、命令検査を実施する検査機関の登録制の導入、輸入食品等に関し国等が行う検査の登録検査機関への委託規定の創設、命令検査の対象品目の政令指定の廃止及び厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設を行うこととしております。さらに、総合衛生管理製造過程の承認に係る更新制の導入、食品衛生管理者の責務の追加など、営業者等による食品の安全性の確保のための施策についても見直すこととしております。

第四に、食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化であります。大規模、広域な食中毒に関して、緊急を要するときは、厚生労働大臣が都道府県知事等に対し、食中毒の原因の調査及び調査結果の報告を要請できることとすることにより、国民の健康保護のための危機管理体制の強化を図ることとしております。

第五に、罰則の見直しであります。営業者等による法令遵守を確保するため、表示義務違反等について罰金の額及び懲役刑を引き上げるとともに、法人に対する罰金の額を引き上げる等所要の見直しを行うこととしております。

第六に、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の見直しであります。これらの法律においても、食品衛生法と同様に、法の目的に国民の健康の保護を図る旨を規定するとともに、国及び地方公共団体の責務を明確化することとしております。また、BSEの発生等を踏まえ、厚生労働大臣と農林水産大臣との連携に関する規定を設けるなど、所要の改正を行うこととしております。

最後に、これらの法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上、両法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げました。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第でございます。

ありがとうございました。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一五年五月八日)

中山成彬君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査 の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、食品衛生法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、BSEの発生、食品中の残留農薬など、食品に関するさまざまな問題の発生を契機に、食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、食品の安全性の確保のため、所要の措置を講じ、国民の健康の保護を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、法の目的に「国民の健康の保護を図る」旨を規定するとともに、食品衛生に関する国、地方公共団体及び食品等事業者の責務を規定すること、また、国及び地方公共団体が食品衛生に関する施策を実施するに当たっては、国民等へ必要事項を公表し、その意見を求めるものとすること。

第二に、残留基準が設定されていない農薬等を一定量以上含む食品の流通等を禁止するとともに、既存添加物について、安全性に問題があった場合にはその使用を禁止できるものとすること。

第三に、大規模・広域な食中毒に関して、緊急を要するときは、厚生労働大臣が都道府県知事等に対し、食中毒の原因の調査及び調査結果の報告を要請できるものとするこ

と。

その他、食品衛生監視指導計画の作成、総合衛生管理製造過程の承認に係る更新制の 導入、表示義務違反等に対する罰金の額の引き上げ等の改正を行うものであります。

.....(略).....

両案は、去る四月十一日本委員会に付託され、十五日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日から質疑に入り、昨日質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一五年五月七日)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 一 輸入食品等の検査に当たっては、検疫所の食品衛生監視員の配置や人員等の充実・ 強化を図り、検査の実施に遺漏のないように実施すること。
- 二 食品衛生法の運用に当たって、飲食料品の取扱い、加工に係る安全確保の規制等については、事業者の意見も踏まえ、事業活動規制について、適宜検証・改廃を行い、効率的で実効性のある食品類の安全確保に向けた運用を図ること。
- 三 食品の安全確保のための施策の策定に当たっては、消費者の立場に立って、リスクコミュニケーションを通じて消費者の意見を十分に反映させることを検討するとともに、政策立案過程において、消費者としての意思及び意見を表明し討議する場を確保するなど、消費者である国民の意見が十分に反映できる政策決定過程の確保を図ること。
- 三、参議院厚生労働委員長報告(平成一五年五月二三日)

金田勝年君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、食品衛生法等の一部を改正する法律案は、近年における国民の食生活を取り巻く環境の変化等にかんがみ、食品の安全性の確保のため、国、地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、食品に係る規制の見直し、監視指導の強化、食中毒等への対応の強化等の措置を講じようとするものであります。

/ 四夕	`					
)	 	 	 	_	_

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、食品の安全に関する情報公開 と消費者参加の重要性、新設される食品安全委員会と厚生労働省の役割分担、輸入食品 等に対する監視指導体制の強化、健康食品の規制の在り方等について質疑を行ったほか、 東京都築地市場及び市場衛生検査所の実情を調査し、また参考人から意見を聴取いたし ましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案に対する質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一五年五月二二日)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、食品の安全性の確保のため、リスクコミュニケーションを通じて消費者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、政策立案過程において、消費者が意見を表明し 討議する場を確保するなど、消費者である国民の意見が十分に反映できる政策決定過程の確保を図ること。
- 二、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要がある場合は、予防の観点から、科学的知見の確立が十分でない段階でも、国民の健康の保護が最優先されるよう、食品の安全性の確保のために必要な措置を機動的に発動するとともに、消費者に対し適切な情報提供を行うこと。
- 三、食品の安全性の確保の観点から、農畜水産物の生産段階におけるリスク管理を強化すること。また輸入食品については、食品輸入の現状に対応した食品衛生監視員の増員等、検疫所の体制強化及び登録検査機関の検査精度の確保を図り、水際の食品安全監視に万全を期すとともに、輸出国における生産段階から安全性の確保が図られるよう、国際的な協力を推進すること。
- 四、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施に当たっては、都道府県等の監視指導体制強化のため必要な支援を行い、監視指導水準の一層の向上を図ること。なお、食品衛生に係る諸規制については、適宜その必要性について検証を行い、過剰な事前規制については速やかな見直しが図られるよう努めること。
- 五、食品添加物の指定及び農薬等の残留基準設定については、国際的基準との整合性を 考慮しつつ、厳密なリスク評価に基づく指定等を行うこと。また既存添加物の安全性 評価及び残留基準未設定の農薬等に係る基準設定を一層促進すること。
- 六、食品の表示制度については、消費者等の意見を十分に聴きながら、厚生労働省及び 農林水産省等の緊密な連携の下、表示項目、監視体制等についての見直しを行い、そ の結果に基づき消費者の参加の仕組みを含めた組織体制の整備に努めること。
- 七、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び地方自治体関係部局など食品の安全 性の確保を担う各行政機関の所有するデータ・情報の共有化を図る等の措置を講ずる ことにより、各機関相互の連携・協力が的確に働くよう努めること。
- 八、食品安全委員会設置後も、厚生労働省が迅速かつ的確なリスク管理機能を発揮できるように努めること。
- 九、いわゆる健康食品の安全性の確保方策や表示の在り方についての検討を早急に行う こと。また、その検討の際には、保健機能食品制度等の現行制度についても、その必 要性を含め、幅広く見直しを行うこと。 右決議する。